

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）に関する
意見募集に対して寄せられた御意見について

令和 3 年 12 月 22 日
厚生労働省保険局保険課

健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）について、令和3年11月2日（火）から同年12月1日（水）まで意見の募集を行ったところ、計2件（うち、1件は今回の意見募集に関係のない御意見）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、御意見については、本意見募集の対象となる内容についてのみ、回答させていただきました。本意見募集の対象ではない御意見につきましては、回答はいたしません。お寄せいただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	趣旨はいいですが、具体的な改正内容が示されておらず、コメントできません。具体的な内容を示してください。	今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、令和4年度保険料率における協会インセンティブ制度に係る加算率を0.007%とするものです。